

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成28年9月9日（金）午前10時～午前11時57分

場所 第2・3委員会室

出席議員（7名）委員長 黒川 武 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄  
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 梶谷規子  
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（9名）市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 長谷川 忍  
長寿介護課長 山北由美子、学校教育課長 石川文子、同統括主査 佐野 亜矢、子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同統括主査 佐藤さとみ

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第3号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第4号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第5号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採択
請願第6号	介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願	全員賛成 採択
請願第7号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書	全員賛成 趣旨採択
陳情第4号	福祉・保育人材確保対策に関する陳情	課題として受けとめた
陳情第10号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	聞き置く

厚生・文教常任委員会（平成28年9月9日）

◎委員長（黒川 武君） 皆さん、おはようございます。

お時間も定刻になりました。関係者の皆さんもおそろいでございますので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催といたします。

当委員会に付託されました案件は、請願5件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、台風一過の秋晴れということで、きのうは大きな被害もなく無事に低気圧になったということで、岩倉市も少しお昼前には警報が出たんですけど、大雨も予想された以上に降らないということで大変よかったかなというふうに思っております。

議員の皆様におかれましては、これから秋の行事がめじろ押しになりますので、また健康には留意をしていただいて御活躍をしていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、厚生・文教の委員会、その後協議会ということでいろいろ御協議をいただくこととなります。どうぞよろしく願いをいたします。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

審査に入る前に、委員の皆さんにお諮りをいたします。

議題の進め方であります。請願第3号、請願第4号と、送付されております陳情第10号は、請願者代表、陳情者代表、取り扱い団体が同じであり、趣旨の説明が関連する内容でもありますので、審査を効率的に進めるために一緒に審査させていただきたいこと、そして請願第5号は、請願者の意見陳述を予定されておりませんので、請願者の意見陳述が予定されている請願第6号及び請願第7号を先議したいことについて、委員の皆さんにお諮りをいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは審査に入ります。

請願第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、請願第4号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、陳情第10号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正

するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」を議題といたします。

暫時休憩します。

請願者及び陳情者の方は所定の席に御着席をお願いいたします。

(休 憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

請願者及び陳情者より意見陳述の申し出がありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いします。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） よろしくお願ひいたします。私立学校教職員組合の服部と申します。岩倉では、私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロックの教員をやっております。

まず陳情のことをごさいますけれども、この間、岩倉市におきましては市町村助成の拡充のために大変御尽力いただきまして、おかげをもちましてそのこの1番にありますように受給率は103.3%、210名の予定に対して受給者は217名ということで、ありがたいことをやっていただいております。

数年前、甲ランクのところにつきましては2万円を2万2,000円に引き上げていただき、非常に私たちの運動に対して御理解と御尽力をいただいたことに感謝申し上げます。

さて、国及び県に対する要請の意見書に関しての請願について申し上げます。

そのこの括弧の2番にありますように、現在、愛知県と国は高校無償化の見直しに伴う就学支援金の加算分が15億円ありますけれども、それを全額活用いたしまして、授業料助成と入学金補助の増額をしていただきました。それが資料の1のところにあります。ごらんになっていただきますように、甲の1と甲の2では39万8,400円ということで、授業料に関しては全て100%の学費無償化が実現いたしました。

そして、乙の1のところにつきましては3分の2の助成金が出て、父母負担は3分の1となっております。そして、乙の2につきましては、半額の助成金が出ております。非常に私たちの運動に対して国も県も力を注いでいただいて、御理解があるということで感謝申し上げます。

入学金の助成につきましては、そこにありますように、甲の1と2につきましては、ここも20万円の授業料助成が全額出されております。乙の1については50%、そして乙の2に対しては32%の助成金が出ております。2分の1と3分の1の助成金が出ておりますけれども、今回、私たちの願ひという

ことに関して申し上げますと、入学金に関しては乙の1の2分の1を3分の2へ、そして乙の2に対しては2分の1の助成、つまり乙の1は13万円、乙の2は10万円の授業料助成をしていただきたいと。それは、とりもなおさず授業料補助と同じ算定方式にしていだきたいということがまず1点であります。

そして、授業料助成につきましては、愛知県の場合は施設設備費を含んでおりません。独自の授業料助成にのみ助成金が入っております。そのために、施設設備費等を含めて5万円というところが、まだ甲ランクに関しては払わなければいけないというところの公私格差があります。ですので、例えば資料の3を見ていただきますと、愛知県の場合は、授業料と施設設備費は、授業料と施設設備費を合わせて学費というふうに言うておりますけれども、愛知県の場合は39万7,000円の授業料に対して助成金が出ております。

ところが、京都とか大阪とかそういうところに関しては、授業料と施設設備費を合わせた学費、月納金といいますけれども、その月納金をベースにしたところに対して助成金がおりにしているということでもあります。

ですので、私たちとしましては、この施設設備費を授業料の中に組み込んだ形で、そしてこの3分の2、2分の1の助成金の算定方式によってお願いしたいというふうに思っております。この2点のお願いであります。

それから、おかげをもちまして愛知県の授業料助成は大変恵まれた状況になっておりますけれども、そこに資料の2にありますように、愛知県の場合は64万円、入学金も含めた形ではありますが、64万円の額ですが、東京とか京都とかというのはもう89万とか、そういう額になっております。これは、私たちの運動の助成金の署名とか、それから知事や各県会議員の方々へのいろんな要請行動、それから話し込み、そういったものの成果で、私たちの運動に対する理解が深まっていった成果ではないかというふうに自負しております。

岩倉市におきましては、この国と県に対する助成金の増額についての意見を請願で出しましたけれども、よろしく御配慮お願いしたいというふうに思っております。以上です。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

意見陳述は終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。特にございませんですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 昨年もこの意見陳述を聞かせていただいて、多分岐阜の例だったと思うんですが、施設設備費と授業料が合わせての学費という説明の中で、愛知県の場合は、この施設設備費の比重が高いということで、今見てみますと京都なんかはもっと高いというようになっているんですが、でも合わせて授業料と施設設備費を合わせた学費で助成をされているという説明があったんですが、施設設備費のほうを授業料にその割合、それは県によってすごい違いますよね。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） 全然違います。

◎委員（梶谷規子君） そこら辺の、もちろん愛知県に対して私学の助成の要望はしていく、県や国に対して意見書を出していくということはもちろん必要なんですけれども、私学の運営するこの学費を県レベルで決める、そういうところにこの施設設備費の割合と授業料の割合をどうしていくかみたいな見直しというんですか、そういうものの検討をもっと進めてほしいみたいなところなんかはどんなふうな動きなんでしょうか。

◎私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック（服部秀夫君） それに関しては、はっきりわかりません、正直申し上げて。県によっても全然違いますし、例えば今御指摘ありました岐阜につきましては、施設設備費は17万9,000円、それから三重県に関しては28万9,700円、こういう施設設備費になっておりますが、これは県によりましては、例えば多いところでは、鳥取は22万とか、もうそういうすごい金額になっておりますが、愛知県の場合は4万7,000円ということで、割合、全国平均が16万9,000円ですので低く抑えられているというふうに思っております。ただ、各都道府県がこの施設設備費をどういうふうに学納金の中に位置づけておるかにつきましては、私たちの知るところではございません。

前回の各会派の方々にお話をさせていただいたときに、入学金が20万円、高くはないかという御指摘というか御意見があったように伺っておりますけれども、その入学金につきましても、実はどういうふうな使われ方をしているのかということにつきましては、私たちの知るところでは残念ながらありません。ですので、これも各県によってまちまちで、高いところもあれば非常に安いところもあるというのが現状であります。

◎委員長（黒川 武君） 梶谷委員、よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） はい。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決につきましては、案件ごとに行います。

請願第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって採決の結果、請願第3号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、請願第4号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって採決の結果、請願第4号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

なお、送付されました陳情第10号につきましては、現状と要望についての理解を深めたことといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのような取り扱いとさせていただきます。

暫時休憩します。

陳情者、請願者の皆様、お疲れさまでございました。席の移動をお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、請願第6号「介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願」を議題といたします。

暫時休憩します。

請願者は所定の席に御着席をお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

請願者より意見陳述の申し入れがありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いします。

◎福祉用具国民会議（森 善行君） よろしくをお願いします。

このたび2018年度介護保険制度改正の件に関しまして、軽度者への給付を継続する旨の意見書提出という内容の請願書を提出いたしました。その提出に当たりまして、紹介議員として署名いただきました議員の皆様、本当に御協力ありがとうございました。

昨年、2015年6月30日閣議決定された骨太の方針において、次期介護保険制度改正に向け、軽度者に対する給付や利用者負担の見直しを検討することが明記されました。

財務省案では、1つ目、要支援1から要介護2の軽度者への生活援助サービス、福祉用具、住宅改修は原則全額自己負担、要介護度や所得に応じて一部補助をするという内容になっています。2番目、要支援1から要介護2の軽度者向けサービスは地域支援事業へ移行する。3つ目、利用者2割負担の対象拡大という内容になっております。

私の両親の話なんですけれども、3年前、父がリウマチになりまして、体が思うように動けなくなりました。そのとき、介護保険によって歩行器と手すりを使用することで、ベッドからトイレまでの10メートルの距離を母の介助なく、自立して移動することができました。当時、介護保険がとてもありがたい制度だということを実感しております。

それに当たりまして、現在、福祉用具は利用者さんの1割負担、収入によって2割負担になるんですけれども、全額自己負担になりますと、福祉用具を借りることが困難となります。福祉用具を使用して自立できた生活が、かえって重篤化を招き、社会保障費全体が増大することとなります。

福祉用具は、ヘルパーさんや家族の人的パワーを補う、安倍政権の掲げる介護離職ゼロの実現に貢献するものと考えます。現在、福祉用具を借りて生活をしている利用者さんには切実な問題になりますので、軽度者への給付を継続できるように意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。以上になります。

◎委員長（黒川 武君） よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今の意見陳述のとおり、本当に介護保険制度は3年の見直しのたびに本当に利用者の負担がふえて、給付はどんどん削減というか、使いづらくなったり、なかなか使えない状況になって、本来なら見直しのたびに利用者さんにとっても、介護を支える家族にとってもいい方向にならなくちゃいけないところが、本当に見直しのたびに大変な状況になるということを本当に憂えているところです。

私たちも、一般質問や予算決算質疑の中でこのお話をしているところなんですが、請願団体の方たちの福祉用具国民会議という団体は、市レベル、県レベル、全国レベルで、そういう福祉用具をあっせんしている団体の人たちが集っている会なんでしょうか。その会についてちょっと教えていただきたいなと思います。

◎福祉用具国民会議（森 善行君） こちらの福祉用具国民会議というのは、福祉用具の供給するシステムということで、立場を超えて議論して、参加者の人が対等な立場でフラットに交換できるという目的のところなんですけれども、その中ではこういった福祉用具関連のシルバー産業新聞、新聞社とか、福祉用具、福祉のジャーナリスト、車椅子のシーティング協会等、そういった福祉用具の企業も入ってはいるんですけれども、代表者を置かずにしてそういった福祉用具のことに意見交換を自由な感じで意見交換して、よりよくするというための団体といいますか、そういったものになっています。以上です。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

今まで介護の請願を出してきた社会保障をよくする会とか、社会保障協議会とかと、初めての団体なのでこういったところの皆さんが声を出されたのかなとお聞きしたんですが、済みません。

それが岩倉市レベルの皆さんの会議じゃなくて全国レベルでのなんですか。

◎福祉用具国民会議（森 善行君） そうですね。そういった関連した会社といいますか、車椅子メーカーさん、新聞社、そういった会社の集まりでの団体になります。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

やっぱりさまざまな団体の人たちがさまざまな立場で、やはり今国が進めようとしている、去年、おととしだっけ、要支援1・2の方が介護サービスから外すということで、今3年目の2年目ということで、市町村レベルでどんなサービスをといるところに切りかえということで今やっているところですが、要介護2までが市町村事業というと、本当に市町村としても大変な問



題だと思っておりますが、このことを当局はどう捉えて考えていらっしゃるかお聞きしてもいいでしょうか、当局のほうに。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関側より参考としてお答えをいただければと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（山北由美子君）

今の御質問ですけれども、要支援1・2の方の通所介護とか、あとホームヘルパーが27、28、29の3年間の中で、予防給付サービスから市町村が実施する地域支援事業というサービスに組みかえをしていくというところで、今岩倉市でも29年4月をスタートとして今準備をしているところです。

今回の請願にありますような介護の福祉用具の貸与ですけれども、要支援1・2だけじゃなくて要介護1・2までも見直しの対象に入っているということですが、これが直接市町村の事業というふうに切りかわるということではないものですから、国の資料なんかを見ても、論点として給付の対象者といいますか、利用者負担を今1割であるのを、一定軽い人だけ財務省の意見では全額負担にすべきじゃないかとか、そういったところで、国では財務省からの提言を受けて、厚生労働省でも、今後もう少し具体的な見直しについて検討していくということになっているということですので、直接市町村の事業ということになるわけではないというふうに思います。

◎委員長（黒川 武君） 梶谷委員、よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） はい。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

請願第6号「介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって採決の結果、請願第6号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

暫時休憩します。

請願者の方お疲れさまでした。席の移動をお願いします。

(休憩)

◎委員長(黒川 武君) 休憩を閉じ会議を再開します。

続いて、請願第7号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」を議題といたします。

暫時休憩します。

請願者の方は所定の席に移動をお願いいたします。

(休憩)

◎委員長(黒川 武君) 休憩を閉じ会議を再開します。

請願者より意見陳述の申し入れがありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いいたします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会代表(野田 愛君) 請願理由と請願項目について陳述いたします。

少子・高齢化の進展を背景に、女性の働き方改革と子育てや介護をしながら活躍できる職場をつくるため、平成27年8月に女性活躍推進法が成立しました。

男女がともに活躍し、仕事と子育てを両立するためには、保育の充実が欠かせません。保育制度のために仕事や家庭生活に影響を与えてはならないと考えます。

今年度も岩倉市立保育園父母の会連絡会では、公立保育園に入園している保護者にアンケートを行い、それに基づき保護者の声を市政に届けるための活動を行ってきました。本年度2月に実施したアンケートでは、保育の満足度は7割を超え、中には不満という回答がゼロだった園もありました。これは、先人の方々の活動、岩倉市行政、現場の先生の御努力あつての結果だと思います。限られた財源の中でさまざまなニーズに応えていくことは簡単なことではないと思いますが、子どもたちが健やかに育つ保育環境を整えて、自分たちが大切に育ててもらったと実感できるまち岩倉市をつくるのが、結果として人口の増加、活性化といった明るい未来につながっていくと考えます。

希望する保育園に兄弟一緒に入園できること、子どもが病気の際にも受け入れ態勢が整っていること、子育て支援事業を全ての家庭が平等に受けられることを我々保護者は望んでいます。

将来の岩倉市を支える子どもたちにとって、より柔軟で適切な保育の充実を図っていただき、親が安心して仕事にも子育てにも取り組むことができれば、子どもも心健やかに過ごすことができると思います。

今回の請願をするに当たり、議員の方々と何度もお話をさせていただきました。お忙しい中、たくさんの御指導、御指摘をいただきまして、私たち保護者も子育て、保育について、改めて考えさせられることがたくさんありました。親身な対応に保護者一同、心より感謝しております。

1,647筆の願いを実現し、「安心子育て・健やか子育てのまちいわくら」を基本理念として掲げる岩倉市に、男女ともに仕事と子育てを両立させるため、平常時だけでなく災害時にも対応できる子育て環境をつくっていただきたく請願いたします。以上です。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 先に執行機関のほうに少し状況なんかの質疑を幾つかさせていただければと思います。

1つ目に、まず請願項目1にもありますけれども、どのくらい今兄弟が違う園になっているケースがあるのかというようなところ、状況をお聞かせいただけないでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関、参考までに御答弁をお願いいたします。どなたが答弁されますか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） どのくらいの兄弟の方が違う園になっているケースがあるかという現状ですが、平成28年度は14組の兄弟の方が別の園に入園をしています。市内の保育施設のうち、ゼロ歳児保育を行っている園が公立保育園は3園、認定こども園は2園ありますので、ゼロ歳児を含めた兄弟児では別々の園になる場合があります。

14組のうち4組がゼロ歳児の児童さんを含んでいます。ゼロ歳児から2歳児さんと、あと3歳児から5歳児で別の園に入園している場合であり、3歳児以上の兄弟で別々の園に入園しているということはありません。以上です。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

3歳児以上はないということでありましてけれども、いわゆるその担当課では、兄弟別々にならないように何とか一緒の園に通ってほしいという思いで取り組んでいるというのが現状なんでしょうか。その辺の取り組み姿勢というのはどんなふうになっていますでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） お申し込み状況を確認する際で、

兄弟の方が一緒にお申し込みをされたりだとか、通っていらっしゃるということは把握をしておりますし、聞き取りのときで十分確認もさせていただいております。

ただ、現状どうしても定員という枠の中で、一緒でしたらこちらの園とかというふうに利用調整のほうもお声かけさせていただいたりをして御不便の面をおかけしているかもしれないですけども、なるべく御希望に添えるようにというふうに利用調整をしているところですが、定員が決まっているもので、こういうふうに別々に園に出てくるという場合も出ています。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

別の状況確認ですけども、②の病児保育の利用状況でございます。

それで、平成27年度の利用状況は証書類のほうで確認しましたので、およそ月ベースでいくと10名から多いときで32名の利用があるというふうで確認をしました。それで28年度に入りまして、これまで特にふえているとか、何か28年度のこれまでの状況というのは変わっていないのでしょうか。そのあたりを少し教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 病児保育事業の実施状況ですが、平成28年度になりまして、8月分まで実績状況を確認することができておりまして、現在8月末までで延べ90人の利用がありました。月によってはばらつきがありますが、昨年度と同じ8月末までの延べ利用人数は99人でしたので、ほぼ昨年度と同じ利用状況だと確認しております。

◎委員長（黒川 武君） 梅村委員の質疑の途中ではございますが、まことに申しわけございません。質疑を一時中断させていただきまして、まだ請願者の方よりまだ陳述が予定されていると、そういった今申し出をいただきましたので、質疑のほうはちょっと一時中断させていただき、請願者の陳述のほうを続行させていただき、あと何人予定されていますかしら。3人でございますか。じゃあ順次お願いいたします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（笹田祐子君） 1つ目の「公立保育園で保育を望む全ての家庭の子どもが第1希望の保育園、きょうだいで同一の保育園に入園できることを望みます」について陳述させていただきます。

冒頭で野田がお話ししましたとおり、公立保育園に入園している家庭の保育に対する満足度は高い状況がありまして、感謝しております。

ただ一方で、保育園の定員の関係で、第1希望の保育園に入園できない子ども、兄弟が別々の保育園になってしまう子どもが存在しています。連絡会に寄せられたアンケートの回答の中から、一部抜粋してちょっとここで御紹介させていただきたいと思います。

第1希望の保育園に入園できないことに関する意見としては、送迎や準備の時間が最大で1時間増加した。送迎が負担のため転居した。保育園のために市外へ引っ越した家庭もあった。学区外になり小学校で友達と離れてしまう。歩きや自転車では負担が大きい。過去に希望の園に入れなかったが、転園するのは親子ともに精神的、肉体的苦痛を感じ、今もその園に在園中です。家から遠く、送迎が大変。年度途中でも第1希望の保育園に空きが出た場合、転園できるようにしてほしい。

また、兄弟別々の保育園になったことに関しては、送迎や準備の時間が最大で1時間増加した。仕事に復帰できなかった。兄弟で行事が重なったことにより子どもが寂しい様子だった。兄弟別々の負担は経験した人にしかわからない。職場に着くころには疲れている。こども園がふえたからよいというものではない。兄弟一緒の園にしたいのに1クラス減って入れない。教室は余っているのにクラスを減らす必要はないと思う。親として兄弟が同じ園にいてくれると安心する。転園して兄弟が同じ保育園になり、安心感があるのか転園前より元気で楽しそう。姉妹一緒に通えて喜んでいて。何で一緒の保育園に通えないのかと何度も聞かれた。災害時にはそれぞれの保育園へ安否確認やお迎えが必要になるなど、万が一大きな災害が起こった際を考えると不安。災害対策としても兄弟同一園は必須。ちょっと多いですけど、これでも抜粋で、まだまだたくさん保護者から意見をいただいております。

日々の送迎の負担は、親も余裕をなくしますし、結果として子どものストレスにもつながり得ることだと思います。親の負担を軽減するために転園した場合には、環境になじみやすいと言われている乳幼児であっても、疎外感を感じたりなじめないなど不安な様子が見られています。

また、災害時には確実に子どもをこの手に確保できるのか、特にこのことに関して不安を感じています。アンケートの回答では、将来が不安で妊娠に踏み切れないという保護者の意見もありました。ここに現状に対するその切実な思いが込められているのではないかと思います。

この請願項目と同じことを市に要望しましたところ、第1希望に入園できること、兄弟が同じ保育園に入園できることがベストと考え、難しいけれども、努力をしていきますというお答えをいただきましてありがたいと思います。

ただ、努力しますとしか御回答をいただけませんでしたので、どの程度実現を目指すのか、また今後どのような努力をしていただけるのかということについて不安があります。

認定こども園ができ、岩倉市全体として保育園の定員数をふやしていただ

いているのはとてもありがたいですが、公立保育園での入園を希望している保護者にとっては、認定こども園の定員数がふえたとしても解決にはなりませんし、また兄弟のある保護者にとっては必然的に兄弟別々の入園が発生することになると思います。預ける親だけでなく、子どもにとっても安心して通える保育体制を整えることが市としての責任であると思います。保育士の配置基準の改悪や保育の質を落とすことなく、全ての家庭の子どもが第1希望の保育園、兄弟で同一の保育園に入園できる岩倉市になるようお願いいたします。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 続きまして、陳述される方はお願いします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（山口佳子君） 2つ目の「現在市内で病児保育を実施しているのは1施設のみであり、休診日や利用時間等の制約により、利用したくても利用できない現状が少なくありません。よって、市内他の医療機関施設併設または公共施設での病児保育施設の設置や他市施設の利用時の助成を望みます」について陳述いたします。

働く保護者にとって、いざというときに利用できる病児保育施設が市内にあるということは大変心強く思っており、とても感謝しております。しかしながら、休診日の水曜日や土曜日の午後は利用できないこと、利用時間が朝の8時半から18時までと限られていること、感染症を発症時は利用できないことなど、利用したくても利用できないことが少なくありません。

昨年度も保育園父母の会より請願を提出させていただいておりますが、今年度2月に行った保護者アンケートからも、病児保育に関する意見が根強くあり、今年度も請願という形で提出させていただきました。

保護者アンケートでは、利用したくても利用できないと答えている保護者が利用希望者の半数いるのが現実です。利用したいのに利用時間が合わない、定員が少ないなど、これを補完できるような病児保育事業をお願いいたします。

また、本年4月に市より病児保育に関するアンケートを実施していただき、病児保育に対し前向きな姿勢が感じられ、心強く思っております。

しかしながら、保護者アンケートでは、岩倉市が検討している訪問型ではなく、医療機関での病児保育施設や公共施設での病児保育スペースの設置を望む声が多く、市内病児保育施設の利用年齢を調べると、どの年度も1歳・2歳児の利用が多く、その年齢では言葉だけで自分の意思を伝えることが難しいため、医師や看護師にいつでも診てもらえる環境が望ましいと考えます。

しかし、新たな病児保育施設の増設となると、実施していただける医療機関の協力が不可欠であり、かなり難しいということは理解しております。早

急な対応として、市内病児施設の休診日については、他市医療機関の病児保育施設の利用時の助成を望みます。仕事をどうしても休むことができない、近くに頼れる祖父母がいないなど、本当に困っている保護者に病児保育事業の拡大をお願い申し上げます。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

それでは、次の陳述をお願いします。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（山田 幸君） 3つ目と4つ目の「保育に関する料金の利用者負担額の現状維持を望みます」と、「医療費の助成対象年齢・予防接種補助の現状維持を望みます」という請願項目について陳述いたします。

岩倉市では、保育に関する料金の利用者負担の値上げをせず、質の高い保育を御提供いただき、また医療費の助成対象年齢についても、他市よりも早くから幅広く対応していただき、保護者を代表して感謝申し上げます。

アンケートでも、市の提供する子育てサービスに関する要望の中で、医療費の助成対象年齢の現状維持と保育料の現状維持、減額の2つが多く望まれていました。今後、制度の改定やその他保育に関する法令、制度が変更される可能性がありますので、その際もこれまで同様に料金の値上げがなされないよう、重ねて請願いたします。以上です。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。大変失礼いたしました。意見陳述が終わりました。

質疑を再開いたします。

◎委員（梅村 均君） 先ほど状況をお聞きしまして、次の質問ですけれども、この請願ですが、昨年と同じような保育に関する請願ですけれども、昨年趣旨採択をしたところでもあります。

それで、これまでの1年間の取り組みとか成果というものが、執行機関のほうへ聞いています。その1年間の取り組みとか成果というのはどんなものでしょうか。ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 取り組みの成果はどのようなであったかということですが、平成28年度の入園申請の利用調整から保育園入園選考基準指数表について、就労区分で今まで雇用形態で正規、非常勤という区別がありましたが、そういった区別をなくしまして、就労時間別の指数に変更して利用調整のほうを実施しました。

病児保育事業については、医療機関での拡大、補助制度は難しいと考えておりますので、違った方法で訪問型病児保育について研究をしています。以上です。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

では、一つ請願者の方のほうへ質問させていただきますけれども、病児保育のところで、先ほど半数近くが希望しているというような御説明もあったわけですが、一方で、いただいたアンケートで、必要ないのに利用したことはないという人も同じように半数近くいらっしゃるということがちょっと見られたんですけれども、この辺は請願項目を決める上で、こちらのほうの意見というのはどんなふうに受けとめられたかというか、その当たり、こういう方の何か発言がなかったか、その項目を決めるときにですね。私たちは必要としていないから利用したことはないという人も多いんですけど、こういった人の意見というのは特になかったのでしょうか。ちょっとそのあたりお聞かせいただけないでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 請願者の方、お答えできる範囲で結構でございますので。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（山口佳子君） 一応アンケートをとらせて、アンケートの項目を決めるのを、各保育園の父母の会のほうで、まず来年度のアンケートはどんな内容にしようかということで各園の父母の会でまず意見を出していただいて、やはりその中の意見で病児保育という意見が多く出ていたので、アンケート内容をつくる際にもまた病児保育という形を入れさせていただいたんですけれども、その後アンケートの結果をとって、やはり利用しないという方もいらっしゃったんですが、本当にやっぱり利用したくても利用できないという方の声のほうの方がやはり強く感じられたので、今回も請願という形で上げさせていただいております。

一応、他市の医療機関で受診のほうをされている方というのもちょっと調べたんですけれども、その数もやはり少なくはいるんですが、岩倉市の方で、他市のほうで病児保育のほうを利用されている方というのも少数いたんですね。ちょっと調べて思ったんですけれども、小牧市のほうに小木ファミリークリニックさんが近くにあるので、一応そこが一番利用されている方が多かったですけれども、28年9月5日現在で、一応少数ではあったんですけれども、27年7月で1名、8月で1人の方が4回利用されているというのがありまして、かなりちょっと金額的にも個人負担が大きいにもかかわらず、やはり病児保育のほうをどうしても必要とされている方がいるなというのを調べていて実感で感じた部分があります。

やはり必要ないという方もいられるかとは思いますが、やはり病児保育に対して働く保護者にとっては、やはりあると本当に心強いしありがたいことであるなというのは、今回いろいろ調べた中でわかったことであり



ます。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

梅村委員、よろしいですか。

他に質疑ございますでしょうか。

◎委員（榎谷規子君） 先ほどの質疑の中で、昨年度の請願からの取り組みの成果として、昨年は1番目に就労の実態によつての入所の決定を非正規の方が外される場合が多い。だけど、非正規の人がふえていて、より切実だという訴えの中で、当局がきちんと受けとめていただいて、正規、非正規の就労区分をなくしてもらつて入所決定の点数表というんですか、何表というものなのか正確に今おっしゃつて覚え切れないんだけど、改善してもらつたということはとても成果として、きちんと当局が受けとめて改善してくださつたということで大変大きいと思うんです。

今問題になっていることしの1番目の、兄弟別の同一保育園に入園できていない14組とおっしゃるんですけれども、目に見えていない14組に入っていない中で、もう1年家庭で内職をすることにして諦めたという方も何人か聞くので、数に入っていない、目に見えていない人たちもこれ以上いるんだなということをおもっています。

ゼロ歳児の場合は、本当に今お答えにあつたように、産休あけて途中入園からゼロ歳児を受け入れてくれる園が少ないので仕方がないと思つても、1歳児になったら兄弟同じ園にと願つていたのにもかかわらず、また1年1歳児でも別々だということでの声を多く聞くんですが、先ほどリアルに兄弟別々の園の保護者の大変さをアンケートの声で言つてもらつたと思うんですが、先ほどゼロ歳の場合が14組の中の4組と言われましたが、1歳児2歳児の具体的な数はどれだけなんでしょうか。それと、1つ1つ聞けばいいですか。まずそれをお聞かせください。

◎委員長（黒川 武君） 執行機関。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 1歳の御兄弟の世帯が6件、2歳については4件で、ゼロ歳と2歳という御兄弟の御家庭もありますので、ちよつと複数カウントになるかもわかりませんが、低いほうの年齢でいくとゼロ歳が4件、1歳が6件、2歳が4件でございます。

◎委員（榎谷規子君） 兄弟別々の場合、先ほど災害時のことでも言われていたんですが、災害時にすぐお迎えに来てくださいというふうになってますよね。そういう場合は、どちらを先にとつて園のほうではどのような指導をされているんでしょうか。お迎えをどちらを先に、年齢の低いほうの子どもさんを先にとつてということをおもわれているんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 保護者の方の通勤経路や交通手段などもありますので、どちらを先にとというのは一番迅速に動けるほうで対応していただければいいですので、一般的には小さいお子さんを先にお迎えに行くケースが多いかとは思いますが、どちらを先にとというようなことはお話ししていません。

◎委員長（黒川 武君） 榊谷委員、よろしいですか。

◎委員（榊谷規子君） ありがとうございます。

やはり私も兄弟が別の場合……。

◎委員長（黒川 武君） 榊谷委員、意見ですか、それとも質疑ですか。

◎委員（榊谷規子君） もう1つの質問です。

災害時についてのことを切実にお訴えになられていて、本当に兄弟別ということは改めて大変なことだなと思っているんです。

昨年、その就労区分をなくしたように、入所決定の基準の点数制ですか、週何時間以上働いているかとか、その中に兄弟が別の園とかという、兄弟のいる園というのかな、それでも点数が1点か2点か配点があると思うんですが、その兄弟が同じような園にできるための点数をふやすとか、そういったことは今後検討されることはできないでしょうか、当局のほうは。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 現在、そういった御意見もいただいているということと現状もありますので、保育園の入園選考基準指数表の調整指数のところ、兄弟児の方の家庭については検討をさせていただいている状態です。

◎委員長（黒川 武君） 榊谷委員、よろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 済みません。もう少しいろいろ教えてください。

病児保育のことなんですけれども、実際いろいろ開設するに当たって、今実際岩倉市では1つ開設されますので、どんなような経過を経て実際開設されてきたのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

いわゆる市で決めてすぐ開設できるものなのかというと、さっき請願者の方も相手がいるから難しいというような説明もありましたけど、ちょっと難しいような気がするんですが、その病児保育の事業を開設にするに当たっての進め方というんですか、そんなところはどんなふうになるのか、執行機関の方で少し教えていただけないでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 病児保育施設を開設するに当たっては、実施する医療機関があると思うんですけど、そこに保育室として施設を整備しなければいけないということと、あとそこで保育をしていただくことになりますので、保育士等の配置の準備が必要になってきます。

あと病児保育事業を開始した場合には、愛知県へ第2種社会福祉事業として病児保育事業を開始届の提出が必要になってきます。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あと1点です。済みません。

先ほど請願者の方も、相手がいて大変なことであるというようなお気持ちも持っておられたんですが、執行機関側として、この市内にはほかの医療施設に病児保育を設置することですとか、他市の施設を使ったときに助成をしていくことについて、何か懸念されるようなことというんですかね、そんなようなことがもしあれば少し教えていただけないでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） まず、医療機関で実施をする場合には、医療機関の診察日や診察時間というのがあると思うんですが、そういったものを超えて実施することは困難だと思われまます。

病児保育事業の拡大については、平成27年度の実績で言えば延べ217人の実績だったんですが、1日平均だと0.9人ぐらいになりまして、風邪が流行したりして利用が集中する時期には利用しづらいというのは考えられるんですが、一方では、閑散期を考えると拡大は考えにくいところであります。

また、市内の病児保育施設の利用補助についてですけれども、医療機関ごとに利用料金が異なっているというところで、どのように補助をしていくのが望ましいのか、またどこまでを市外の対象施設としていくのかを考えるのが難しいと思っております。市内に病児保育施設がない江南市での利用補助をやられているというところが、利用料金の半額補助をして、補助の限度額が1,000円というふうにお聞きしておりますが、平成27年度の実績は延べで15件とお聞きしております。こういった補助制度なんですが、補助制度ですと利用者も限定的になって効果が薄いのではないかと考えています。

◎委員長（黒川 武君） 梅村委員、よろしいですか。

ここで、委員会討議のほうで少し、去年もそうだったんですが、やはり意見が分かれるところはあるかと思うんですが、委員間討議の中でそれぞれ各委員、思いを語っていただいてもよろしいかなあと思うんですけれど、委員間討議とさせていただきますので、それぞれ自由に御発言をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 今回の請願の趣旨については、本当に子育て世帯の移住定住促進から岩倉市の人口増、活性化につなげるというそんなことにも触れておられまして、子育て支援の充実というのが重要であるなあということを感じたところでございます。

それで、この請願項目の①③④につきましては、特に異論がございません。

私としてはないんですけれども、ただ②の病児保育においては、先ほどの執行機関側の懸念されているような、市外に補助をするにしてもその利用施設をどこにするかの問題とか、延べ人数の利用状況、そういったこともありまして、なかなかこれに限定して進めていくのはどうかなあという疑問が正直あります。それで、確かに病児保育、今休診日のところがありますので、そこを何とかしたいというのは私も思っておりますし、恐らく委員の皆様全員それは同じ気持ちだとは思いますが、手法を限定することが果たしていいものかということがちょっと疑問がありますので、他の医療機関に限定とか、他市の施設の助成に限らず、いろいろ病児保育の拡充というのは、先ほど訪問型は執行機関が考えているということで、それは余りよくないですよというような答えもありましたんですが、人によってはその訪問型でもいいのかなという人もいるのではないかと思ったりしたり、ほかの市では保育園で病後児保育をやっているところがあるんですね。回復期になったら預けられるというような、そんなケースもあるもんですから、ちょっと項目を限定せずに趣旨を採択したらどうなのかなあという意見であります。

ちょっと気になったのは、まさに他の医療機関の今回開設なので、そうすると、今やっつけていっちゃるところはもう諦めて他へ行くというようなふうになんかちょっと読み取れちゃうんですけれども、そうじゃなくて、もし水曜の休診日なんかを何とかしたいということであれば、やっぱり今やっつけているところでも何とかならないかということも含めて考えたほうがより早く拡充に向けて対策がとれるんじゃないかなという、そんないろいろやりとりをして思いを感じましたので意見としてさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） ただいま梅村委員よりは、いろいろ現行を進めていく過程の中で、限定的に捉えるよりは、広く捉えながらという意味合いではまだまだやっぱり課題があるのかなと、そのように私委員長としては受けとめさせていただき、現在梅村委員のほうから趣旨採択ではどうだろうかといった今御意見がありました。

他に委員で発言はございますかしら。

◎委員（梶谷規子君） ②の他市の医療機関併設の病児保育施設の設置だけを求めているんじゃないかと、今梅村委員は、その病児保育施設の設置というのはハードルが高いということで趣旨採択と言われましたけど、設置や他の医療機関併設の病児保育施設利用時の助成をとということで、その2つ以外にもあるということで今訪問型やおっしゃったのかな。病児保育の必要性、その切実な願いということでの項目なので、私は趣旨採択だけでなく全面的に受け入れる方向で採択になればいいなあと思っているんですが、先ほど当

局は、江南市の例で半額補助で上限が1,000円という、岩倉の場合は1つあるというところとか、難しいということをおっしゃいましたけど、今岩倉は待機児ゼロを掲げてキッズ・チャンピオンとか2つあったね。ゼロ・1・2歳の子どもたちが公立保育園に待機している時間、途中入園の場合、預けるところがなくなったので他市の保育、そういうゼロ・1・2歳の民間でもやっているところにもどの市でも補助している制度は残してあると思うんですが、そのように市に足りない保育の要求については、そういった補助制度を残しているということなどを考えれば、やはり切実な要望の病児保育について、他市の施設利用の場合の助成というのも前向きに考えていただけないのではと思いますが。

趣旨採択というのは、全面的に反対ではなくて受け入れるよということであるけど、採択というのは難しいでしょうかね。

◎委員（塚本秋雄君） 委員間討議でいいですね。

◎委員長（黒川 武君） はい、そうです。

◎委員（塚本秋雄君） いろんな話を聞かせて思うところなんですけれども、①②③④、①のことに関しては、第1希望の保育園、兄弟で同一の保育園に入園できる、本来ならここには育休退園という問題が一時あって、岩倉市もかつては昨年、ことしぐらいまであったぐらいですから、そういう制度があるけど、横浜市ではそういうことはやっていないという市町村もあります。

それから、考え方として3番目、4番目は現状維持ですので、特に趣旨採択じゃなくて採択すればいい内容だと思っております。

2番目が特に意見をされた中での感じ方なんですけれども、病児保育、先ほど説明がありました小牧こどもファミリークリニック、昨年オープンしたのかな。小牧市在住の方は1日1,900円、市外の方は30分400円という制度を設けているから、岩倉から行っても市外の方でも受け入れるという医療施設だと思っております。

それと、あま市ではこの10月に市民病院が病児保育を行うということで、市内在住者が1日2,000円、市外の方は2,500円を払うということで、この尾張地方のあま市の市民病院ではやられていくことが考えられております。もちろん小牧市民病院が同じようなことをやっていただければ、それに近い、別に岩倉市だけの医療機関じゃなくても、小牧市民病院がそういうことをあま市のような形の中で取り組んでいくなれば可能性は出てくるのかなと思っております。

そういう意味で、今までの保育というのは環境の部分があったと思うんですけど、これからは質というか中身のものが問われてきておるし、子ども・

子育て会議、あるいは子どもの権利という形の中で、国際的には流れが変わってきているんじゃないかなと思います。

平成14年までの児童福祉法は、保育に欠ける、保育園に通う子どもたちは保育に欠けるという位置づけだったんですけれども、現在は保育を必要とするということで多分改正されておると思います。そういう意味合いでは、子どもの権利、あるいは子どもの権利ということは、積極的に解釈すると、保育園は子どものよりよい育ちの権利を保障するというような形の議論も出てきていいのではないかなということで、私はこの請願項目については、①②③④、全て要望としては、請願としては間違っていない方向だと思っております。

◎委員長（黒川 武君） 他に、現在委員間討議でございます。

◎委員（伊藤隆信君） 私も、今梅村さんの意見でございますけど、やはりそういう環境はまだまだこれから整備するのは必要だと思うんですが、今の当局のお話を聞いておりますと、やはり今の時期はちょっと難しいんじゃないかなということを考えてときに、今後の課題であることは認識しているでございますけど、今回は②の病児保育に対しましては趣旨採択をお願いをしたいと思うわけです。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） 私もやっぱり②のところなんですけれども、病児保育に関してさまざまな方法があるということで、先ほど梅村委員からもお話がありましたけれども、訪問型も含めて幼稚園で併設するとか、先ほど言われた形のもの、いろんな形のことを模索しながら今後進めていったほうがいいかなというふうに思いますので、今回もやっぱり趣旨採択という形のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

◎委員長（黒川 武君） 委員間討議の中で、それぞれ各委員のほうから御意見のほうを頂戴いたしました。

委員間討議の途中ではございますが、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） そうしたら、休憩を閉じます。

委員間討議でございますが、委員間討議も閉じまして質疑のほうへ再開をいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 当局のほうに3つほどちょっと確認させてもらって、最終的には委員長提案の方向でまとめていただくことを申し添えて、先に述べておきたいと思います。

①の中で、特にこれだと待機児童はないというような解釈になっちゃうん

だけど、現在待機児童ということについて当局はどのような形で説明できますでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） ゼロ歳児が2人、1歳児が2人の待機児童が現状です。

◎委員（塚本秋雄君） 4月1日当初ではなかったという解釈でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 4月1日現在ではゼロ人です。

◎委員（塚本秋雄君） 努力を評価したいと思います。

それと2番目の関係で、病児保育、今なかよしくリニックさんでやられておると思うんですけど、病児保育関係について厚生労働省からの交付金なり補助金なり少しでも出ているか出ていないか、岩倉市単独の事業になっているか、そこら辺お聞きいたします。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 補助金の制度はあって、補助金のほうはいただいております。

◎委員（塚本秋雄君） ということは、国も病児保育については認めているという解釈でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 子ども・子育て支援交付金のメニューの中に入っておりますので。

◎委員（塚本秋雄君） 国の公式の事業だと解釈いたします。

それから3つ目です。

訪問型病児保育という、これからの検討だと思いますけれども、どこかにやっているところがあるかどうか。昨年ちょっとテレビドラマであったような気がするんですけども、訪問型という、今の病児保育というのは医師と看護師と保育士の3名は常駐していないとできないか、できない状況の中で、訪問型というのはどういう形が考えられるかちょっとお聞きいたします。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 訪問型の病児保育事業については、依頼される児童さんの保護者の方、御自宅のほうで見ていただくというふうになりますので、医師に受診をしていただきまして、病状の確認をした後、御自宅のほうで見ていただくというふうです。

◎委員（塚本秋雄君） 考えているという状況だから確定的な方向がまだできていないかなと思っておりますけど、以上質問しておいて委員長に一任します。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑の途中ではございますが、少しかなり長時間

になりましたので、ここで10分程度休憩をとりたいと思います。

父母の会の方よろしいですか。それぞれお忙しい中申しわけございません。重大な問題でもございますもんで、10分ぐらい休憩をとって11時35分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

まだ質疑の途中でございますが、他に質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 2番目の病児保育についてなんですが、先ほど梅村委員から、この請願の文章の項目の中では、病児保育施設の設置と市外の病児保育施設利用時の助成ということであるんだけど、さまざまな多様な形での病児保育のさまざまな可能性も含めて検討するというこの趣旨採択という提案があったんですが、改めてこの文章を見ると2つか例は書いていないんですが、望みますという言い方なので、やっぱりこの2つに限定せずに、この病児保育をいかに働いているお母さんたちが、本当は子どもと寄り添って仕事を休みたいけど、どうしても休めないと、そういった事情の緊急な本当に切実な要望をどう議会が受けとめるかということで、この望みますという2番目の趣旨の意味をちょっと再度父母の会の人たちから御意見をお聞きしたいなと思うんですが、どうでしょうか。

◎岩倉市立保育園父母の会連絡会（夏目綾子君） アンケートをとったときに、利用したくても利用ができないという方の意見が多数ありまして、その中にはインフルエンザなどで長期的に休まないといけないようなときに、症状がおさまった後も何日間も休まないといけない、そういったときには、やはり休む期間が長くなってしまうので、病後児保育などをぜひやっていただきたいという声もありまして、議員さんと面談させていただいたときにも、他市では保育園での病後児施設というものをやられているという声を聞きましたので、実は請願項目のほかの医療機関併設または公共施設での病後保育施設の設置というところが、私たちの思いとしては保育園などでの病後児保育も含めて書かせていただいております。それと、他市施設での助成というものを望んでいますので、望みますということで書かせていただいたのは、榎谷さんも言われたとおり、いろいろな可能性を含めてぜひ検討をしていただきたいので、優先的に上げさせていただいた請願項目の内容をまずは検討していただきたい。それだけで必ずしもかなうとは私たちも思っていないので、いろいろな可能性を日々検討していただきたいのですが、思いとしては優先的にこれらのことを一度考えていただけないですかという意見です。以上です。



◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 私も半分委員間討議の発言の延長線上だということで聞いておいていただければ結構かと思います。質疑にはならないんですけれども、休憩中、清須市のケースだとか、今塚本委員からあま市のケースということで発言がありまして、調べさせていただいたところ、清須市のケースでも病後児保育、病児保育ということをやってみえるというのを取得いたしました。

意見割れるところでもありますし、私個人としても43歳として主要なメンテマの一つでもあります。

また、それぞれ会派間でも、それぞれ個人的にも思いがあるところでもありますので、私どもの会派としても引き続き検討をさせていただくところでもありますので、個人的には継続という意味での趣旨採択をしていただきたいという意見で終わらせていただきたいと思います。私の発言は以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 1つだけ発言させていただきます。

僕の手元に子ども・子育て支援新制度なるほどBOOKという本があります。その中で、これは内閣府、文部科学省、厚生労働省が発行されていまして、地域子育て支援拠点、一時預かり、利用者支援、放課後児童クラブと書いてありますけど、それと同じ扱いで病児保育という言葉も印刷されております。ちょっと読ませていただいて私の発言を終わらせていただきたいと思います。

病児保育、病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かりますということが書いてありますので、平成27年の春に子ども・子育て支援制度がスタートしているということで、国のほうも重きに置いておるとのことだけ発言させていただきます。

◎委員長（黒川 武君） これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決につきましては、委員間討議の中で、梅村委員より趣旨採択とするような提案がございました。

本請願を趣旨採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって請願第7号は趣旨採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

どうも請願者の皆様御苦労さまでした。席の移動をお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、請願第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

請願第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

よって採決の結果、請願第5号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

他に陳情等文書表のとおり、陳情が1件、本委員会に送付されております。

陳情第4号「福祉・保育人材確保対策に関する陳情」の扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） この陳情を、意見書を提出する運びにまで持っていないでしょうか、難しい。

◎委員長（黒川 武君） ちょっともう少しその辺の趣旨内容の御説明をお願いできますか。

◎委員（梶谷規子君） やはりここの陳情の中身にも書かれているように、請願と同じような重みを持つ陳情だと思いますのですぐ請願と言っちゃうん

ですが、やはり保育を初めとする福祉労働者の賃金水準が大変低いということは、今の社会的にも大きな問題としてクローズアップされて、介護保険が始まるころは介護の介護福祉士やさまざまな専門の専門学校がいっぱいできたのに、その専門学校も定員割れとか、やはりそれが介護労働者のきつい労働の割には低水準、賃金水準が低過ぎる、厳し過ぎるという問題が大きいと思うんです。

保育についても、人間を相手にする労働が本当にもっと価値あるものにするべきだと思います。やはり人間が相手の保育、福祉の職員配置基準というのは、本当に抜本的に改善することということは、先ほど請願で全員賛成で、国に意見書を上げる運びになっている教育の問題と同じように配置基準を改善することというのが今求められているときだからこそ、岩倉市議会としてこの意見書を上げていくということに持っていかれたらと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） これよりちょっと委員間討議のほうにさせていただきたいと思います。

今榭谷委員より、この陳情書に添付されている意見書を提出できないかと、そういった御発言がございました。

委員長より申し上げますと、意見書提出のためには全会一致が要件であろうと思いますので、委員の皆さんの御意見をお聞かせ願いたいと思います。

もう少し議論を重ねるといっても大事じゃないでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 一つ文言に保育所の増設というような言葉も入っていますもんで、ちょっとこの辺をもう少しいろいろ自分なりにも研究しながら議論したいなあとこのところでございます。

◎委員（鬼頭博和君） 私もこの保育所は、大都市なんかではやっぱり増設は必要だと思うんですけども、岩倉においてはまだその必要はないのかなあという気はします。

また、保育職員の処遇改善、これは本当に重要なことだと思いますし、私も子どもが障害者ということで障害者施設に通っているんですけども、やはりそういった障害者の施設での職員というのも、今募集してもなかなか低賃金で集まらないという声はやっぱり聞いています。ということで、やはりこういったものは今後しっかり議論していきたいなと考えております。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 他に意見ございますかしら。

◎委員（榭谷規子君） 意見書まではいかない。

◎委員長（黒川 武君） 委員長として取りまとめをさせていただきます。

やはり課題としてかなり重いものもあるなあということで、やはりそのためには委員初め委員会としてもきちっとやっぱり議論をし、全会で一致をすると、そういうことが重要ななあと思います。

また、今後とも協議会における調査研究等、そういったことの中にも入れながら少し調査研究、議論を重ねていくということで、きょうの段階のところでは聞きおくと、そんな扱いでいかがでしょうか。

委員の皆さんにお諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員（榎谷規子君） 陳情者に出すのに聞きおくの4文字というのがとっても何かむなしというか、受けとめとしてね、送付されるでしょう、陳情者、請願者に。ただ、聞きおくとという4文字じゃなく、十分に受けとめて議論をしたよみみたいなことは書けないでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは扱いといたしましては、陳情項目につきましては課題として受けとめさせていただきますと、そんな表現でもって扱いとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのようにさせていただくことといたします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は、全て議了させていただきました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

資料、案件を配付する間、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま委員の皆様の手元に、閉会中の継続審査申出書を配付させていただきました。

内容は、少し私のほうで読み上げさせていただきます。

厚生・文教常任委員会は、審査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお審査または調査を要するものと決したから、会議規則第87条の規定により申し出をします。

記1. 審査事項。

これは、別紙のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

2. 理由、所管事項の審査または調査のため。3. 方法、審査または調査等。4. 審査期限、12月定例議会までということで、皆様の御賛同をいただければ、委員長より議長宛てに提出をさせていただきたいと思ひます。

なお、別紙のところにつきましては、閉会中の審査事項として記載をさせていただいておひます。これらの記載事項につきましては、これまで委員会協議会におきまして、皆さんのほうからいただいた御意見、調査研究すべきテーマ、そういったものを正・副委員長のもとで取りまとめさせていただいたのでござひます。お目通しを願ひたいと思ひます。

この件に関し、委員より意見がございましたらお願いをしたいと思ひます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） お諮りいたします。

お手元に配付しました……。

◎委員（梅村 均君） 4のその他を定例議会から定例議会の間の審査ということで、ちょっと外したほうがいいのではないかなという思ひであります。何か発生したときは協議会でやれると思ひますので、その他は外したほうがいいのではないかなという提案です。

◎委員長（黒川 武君） 梅村委員より、4のその他の項目については外してはどうでしょうかといった御意見がございましたが、ただ梅村委員は議運の委員長でもござひますので、他の委員会、総務・産業建設常任委員会においても同様な扱いをされるのかどうなのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 議会運営委員会の中でいつもこの閉会中の審査事項を取り扱うときに、その他はもうそろそろ外したほうがいいんじゃないかという意見はやっぱり出るんですね。でも、いつも委員会のほうで決まってしまうのでそのことは変えずに来てはいたんですけど、なのでちょっと正式に議会運営委員会がこのその他を外しましょうと決まったわけではないものの、どこかでそういうことはしていかなきゃいけないのかなあというような状況はあります。

◎委員長（黒川 武君） ただ、委員長として少しその他を外すことによって懸念するのは、何か突発的なことが起きた場合、それは協議会で対応する

といったって、やっぱり協議会は協議会なんですよね。常任委員会としてどう意思決定をしていくのかと、そういったこともやっぱり問われていくと考ええると、やはり受け皿としてその他のところがあってもそれはよろしいのではないかなあと思うんですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ちょっと待っておってね。

委員外議員より発言が求められております。発言の許可については、委員会でやることとしてあります。まず、発言の趣旨は、現在のことに関連してのことでございますか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 現在の議論していることに関連して、委員外議員、堀議員より発言を求められております。皆さん、いかがでございますか、よろしゅうございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） これを許します。

◎委員外議員（堀 巖君） 今の件に関しまして、過去の議会運営委員会の中で確認をされているはずですが、具体的項目にしていきましようということについて確認をしていることでございますので、さっき今の現委員長は決まったわけではないけどというふうに言われましたけれども、私の認識としては具体的項目にすべきだということを確認をしているということですが、発言をいたします。

◎委員長（黒川 武君） 委員外議員であります堀議員より、議会運営委員会において具体的な事項に限定するということが確認済みであるとの発言がございましたが、これに関連しまして梅村委員のほうで。

◎委員（梅村 均君） 済みません、ちょっと記憶がきちっとしておりませんでしたので、断定、ちょっと発言できませんでしたけど、確かに閉会中の審査事項のあり方というところをこれまでとちょっと変えていかなければいけないところ、皆様の認識も少しずつ変わっていかなければいけないところであるんですけど、確かにそういった話し合い、その他というのはちょっと余り好ましくないですねということは確認はしています。

◎委員長（黒川 武君） 議会運営上におけることにつきましては、議会運営委員会において議論し決めていただければよろしいし、今確認したところ、議会運営委員会の委員長よりもそのことは過去においても確認済みであると、そういった意見がございましたので、委員の皆さんにお諮りします。

4. その他を削除することにつきましてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） それでは、閉会中の継続審査申出書につきましては、別紙審査事項の4項目め、その他のところにつきましては削除して議長のほうへ申し出をさせていただきたいと思いますが、このことにつきましては、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。長時間にわたりましての慎重な審議ありがとうございました。また、執行機関の皆様につきましても、それぞれ議論に参加していただき充実した議論になったのではないかなと思っております。感謝申し上げます。

なお、続いて厚生・文教常任委員会協議会を開催したいと考えているところでございますが、もうそろそろお昼でございますので、午後の時間より協議会のほうを開催したいと思いますが、午後の時間はいかがいたしましょう。1時10分でもよろしゅうございますか。

それでは、午後1時10分より厚生・文教常任委員会協議会の開催といたしますので、関係者の皆さん、よろしくお願いたします。

では、これをもちまして常任委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。